

鉈屋町歴史的建造物等活用事業について

平成25年 5月30日

商 工 観 光 部

1 事業の経過

(1) 経緯

市は、鉈屋町の旧(株)岩手川鉈屋町工場跡地内の町家や酒蔵など歴史的建造物を活用し、市民の暮らしの移り変わりを紹介する資料及び生活用品などを展示するとともに、さまざまな市民交流の場や機会を提供する施設として、「(仮称) もりおか町家物語館」の整備を進めている。

(2) 経過

平成20年度 旧岩手川鉈屋町工場跡地等活用検討懇話会，不動産鑑定評価及び建物基礎調査  
21年度 旧岩手川鉈屋町工場跡地等活用検討懇話会，土地売買契約締結，(株)ユニバースから市指定保存建造物「浜藤の酒蔵」を含む建物の寄付  
22年度 鉈屋町歴史的建造物等活用基本計画検討懇話会，基本計画策定，基本設計  
23年度 鉈屋町歴史的建造物等活用検討懇話会，実施設計  
24年度 鉈屋町歴史的建造物等活用検討懇話会，修築工事（建築主体，電気設備，機械設備）及び展示設計

2 施設の概要

(1) 名称 (仮称) もりおか町家物語館 (盛岡市鉈屋町10番 8号)

(2) 敷地面積 3,135.25㎡

(3) 延床面積 1,495.92㎡ (母屋・文庫蔵棟 499.26㎡，浜藤の酒蔵・大正蔵棟 996.66㎡)

(4) 整備事業費 約8億 420万円

(5) 設置機能

ア 母屋 町家の展示，鉈屋町・大慈寺町界隈の案内所，休憩所

イ 文庫蔵 地域ゆかりの作家や画家の作品・資料展示，子ども向け読書コーナー

ウ 浜藤の酒蔵 ホール

エ 大正蔵 昭和時代の道具，玩具等の展示

オ 多目的広場 イベント等を実施するための屋外広場

(6) 管理運営方法

指定管理者に行わせる。

(7) 開館時間

ア ホール 午前9時から午後9時30分まで

イ 展示室及び案内所 午前9時から午後7時まで

(8) 使用料

ア ホール

| 区分   |             | 午前9時<br>から正午<br>まで | 午後1時<br>から午後<br>5時まで | 午後5時<br>30分から<br>午後9時<br>30分まで | 午前9時<br>から午後<br>5時まで | 午後1時<br>から午後<br>9時30分<br>まで | 午前9時<br>から午後<br>9時30分<br>まで |
|--|-------------|--------------------|----------------------|--------------------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 入場料を徴<br>収しない場<br>合                          | 土曜日及<br>び休日 | 3,600円             | 5,700円               | 6,500円                         | 9,300円               | 12,200円                     | 15,800円                     |
|  | その他の<br>日   | 3,200円             | 4,400円               | 5,700円                         | 7,600円               | 10,100円                     | 13,300円                     |
| 1,000円未<br>満の入場料<br>を徴収する<br>場合              | 土曜日及<br>び休日 | 4,000円             | 6,500円               | 8,000円                         | 10,500円              | 14,500円                     | 18,500円                     |
|  | その他の<br>日   | 3,600円             | 5,700円               | 6,800円                         | 9,300円               | 12,500円                     | 16,100円                     |
| 1,000円以<br>上 2,000円<br>未満の入場<br>料を徴収す<br>る場合 | 土曜日及<br>び休日 | 4,400円             | 6,800円               | 8,400円                         | 11,200円              | 15,200円                     | 19,600円                     |
|  | その他の<br>日   | 3,600円             | 6,100円               | 7,300円                         | 9,700円               | 13,400円                     | 17,000円                     |
| 2,000円以<br>上の入場料<br>を徴収する<br>場合              | 土曜日及<br>び休日 | 5,300円             | 7,300円               | 9,600円                         | 12,600円              | 16,900円                     | 22,200円                     |
|  | その他の<br>日   | 4,400円             | 6,500円               | 7,600円                         | 10,900円              | 14,100円                     | 18,500円                     |

イ 多目的広場 1時間までごとに 1,000円の範囲内で規則で定める額

3 今後の予定

平成25年度 鉦屋町歴史的建造物等利活用検討懇話会, 修築工事(建築主体, 電気設備, 機械設備), 展示製作, 設置条例の制定, 指定管理者の公募・選定

26年度 備品整備, 開館, 指定管理者による管理・運営

